

独立行政法人国立文化財機構職員休職規程

平成19年4月1日

国立文化財機構規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第14条及び第15条の規定に基づき、職員の休職に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(休職の効果)

第2条 休職者は職員としての身分を有するが職務に従事しない。

2 休職にされた者が、その引き続く休職期間が3年を満了した後もなお休職の事由が消滅しない場合には、その期間の満了をもって退職するものとする。

(休職中の責務)

第3条 職員は、休職中であっても職務に従事しない他は、就業規則、労働協約、労働契約等関係規程の定めに従わなければならない。

(休職の手続き)

第4条 職員を休職にする場合は、その際、理由を記載した文書を交付する。ただし、職員から同意書の提出があった場合は、この限りではない。

2 前項の文書の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から14日を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

3 就業規則第14条第1項第4号の研究休職を命じる場合は、原則として1月前までに研修先、研修期間、研修中の給与及びその他必要とする労働条件を明示するものとする。職員は、当初命じられた研修先を変更することはできない。ただし、特に必要があると認められ事前に届け出た場合はこの限りではない。

(休職の期間)

第5条 就業規則第14条第1項第1号に掲げる病気休職の期間は、3年を超えない範囲内において必要に応じた期間を定める。この場合において、期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続いた期間を更新することが出来る。

2 同項第2号に掲げる起訴休職による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

3 同項第3号に掲げる災害休職の期間は、3年を超えない範囲内において必要に応じた期間を定める。この場合において、期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続いた期間を更新することができる。

4 同項第4号に掲げる研究休職の期間は、3年を超えない範囲内において必要に応じた期間を定める。この場合において、期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引続き3年を超えない範囲

内においてこれを更新することができる。またこの期間中は、従事する職務内容等が異なることとなった場合においても、引続き3年を超えることはできない。

5 同項第5号に掲げるその他休職の期間は、休職が必要と認められる期間とする。

6 病気休職の期間は、その原因である疾病の種類が異なった場合であっても3年を超えることはできない。この場合において、復職後3か月以内に同一の事由により休養を要する状態となったときは、当該休養する期間は休職期間に通算するものとする。

(休職中の給与)

第6条 休職中の給与は、独立行政法人国立文化財機構職員給与規程の定めるところによる。

(病気休職の取り扱い)

第7条 就業規則第14条第1項第1号に規定する病気休職及び当該休職の期間の更新は、原則として医師の診断の結果に基づき行うものとする。またこの場合、必要があるときは産業医又は独立行政法人国立文化財機構が指定する医師の診断を命じることがある。

2 前項の規定は、病気休職の期間を定める場合並びに復職又は休職の期間の満了前に復職させる場合についても同様とする。

(研究休職の取り扱い)

第8条 研究等に従事するための研究休職は、国内外において、その職員の職務に関連があると認められる研究等に従事する場合について命じることができる。ただし、単なる知識の習得又は資格の取得を目的とする場合は、この限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(休職の経過措置)

2 この規程の施行日の前日において、現に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条、人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条、及び旧独立行政法人国立博物館職員休職規程の適用を受け、休職として発令されている職員は、当該発令の期間において、この規程の適用を受けているものと見なす。